「後期幕府直轄時代」について（12）

今回は、幕府の直轄で箱館奉行が管理する箱館港と、松前藩が管理する福山・江差港という、「蝦夷三港」における内国の商業取引の様子について見てゆきます。

商港と取引地について

幕末の箱館は、東蝦夷地（長万部より東側の太平洋沿岸）全部の貨物を集散するのみならず、箱館奉行所が所在する、外国貿易の開港地でもありました。このため、戸数が増加し、福山から移転する商人もあって大いに繁栄しました。

これに反して福山は少々衰微の兆しがありましたが、西蝦夷地（現せたな町大成区久遠より北の日本海側）の貨物を集散し、従来の豪商の居住地に変わりはありませんでした。

江差は、西蝦夷地に出稼ぎする、二八取り（漁獲量のうち、場所請負人に二割を収め、八割を自らの取得とする事）の貨物を集散し、堅実な商業を営みました。

また、この三港のほか、さらに当別（現北斗市当別）、吉岡（現福島町吉岡）、江良町（現松前町江良）もありましたが、取扱量は極めて少なかったとされています。江良町は天保６年（１８３５）に沖口番所を設けて、問屋・小宿（荷物の売買や取締りをする民間人）が置かれました。

三港の取引は、西回り航路の方が多く、米は津軽・羽後・越後・越中から、酒は出羽大山・越後・大坂などから移入され、移出品は大坂・兵庫への魚粕が増加しました。

また、東回り航路の取引は、江戸との取引が顕著になり、塩鮭が最も多く、塩鰤・新鱈・昆布と続き、江戸からの移入品は贅沢品がありましたが、需要は多くありませんでした。

商業の政策について

箱館奉行は、沖口諸役（税）の軽減を、安政２年（１８５５）から実施しましたが、松前藩は財政難のため実施せず、松前藩領の福山・江差港と箱館港では税率が違っていました。

また、松前藩が天保６年（１８３５）に、福山沖口での取り締まりを厳重にして、抜荷の弊害を防ぐようになると、箱館も厳重になりましたが、その反動で貨物の数量・価格を正当に申告せず、私利を図る不正行為が多くなりました。

そこで箱館奉行は、安政３年（１８５６）に問屋・小宿に対し、誠実に業務を行うよう申渡し、さらに、これを取り締まる「問屋取締役」を設置し、各場所荷物送状の確認や、積合荷物改方や売捌荷物入札にも立ち会わせるようにしました。

産物会所の設置

安政４年（１８５７）、箱館奉行は、これまで蝦夷地の産物は、三港から検査の上移出していましたが、その検査は従来から正確ではなく、移出高も把握できておらず、さらに外国船への対応と密貿易の取り締まりもあり、これらに対応しきれないので、江戸・大坂その他諸要地に、箱館奉行付属の会所を設けたいと、幕府に申請しました。

その会所の運営方法は、箱館奉行の官吏を置き、さらにその地の問屋など相応の人物を選んで用達（行政の一部を金銭で請負う商人）とし、江戸・大坂・箱館の三箇所で統括し、箱館・福山から来た船舶・貨物を取り締まり、貨物の売捌き価格の２～３％を上納させ、諸経費の差し引いた残りを蝦夷地の警備や開拓の費用に加えるというものでした。

幕府はこの要件を充たし、２・３年試みよとの指令を与えたので、箱館奉行はその年の内に江戸、翌年には大坂に会所を設け、兵庫にも出張会所を設けたところ、成績が良かったので、境・敦賀・京都にも置きました。

産物会所の事務

会所では、箱館・福山から来た船舶・貨物を検査し、商人を通して入札で買い受けさせ、その代金を会所に納めさせ、荷主に渡す事を任務とし、蝦夷地の新産物を販売しました。

さらに、京阪の商人で、蝦夷地産物仕入れのために予め金を出し、会所に託する者があった場合、その金を箱館に廻送し、蝦夷地の請負人や出稼ぎ漁民に貸付け、産物で返済させるため、その産物を各会所に廻送し売捌くという方法がとられました。

新産業の開発

また、箱館の産物会所では、産物振興のために鉱山の開採や硫黄の買い上げ、養蚕機織の奨励、陶器及び紙の製造、野生紫根の採取や七重薬園事業も行い、その生産物を販売しました。

文化財最前線は連載を終了します。ご愛読ありがとうございました。